

同 間 光 興
今あると心よ知りてものゝふの

をける月日の身こそつらけれ

同 神崎則 休

思ひ草まげれる野への旅まくら

かり寝の夢の結ばさりしを

同 神崎則 休

人の世の道しはかねばむそくとも

消る雪にも踏みまよふりな

弓のゑるしふつくる

あづさ弓やまとの道のふみも見ず

こてさし原は雪のふりつゝ

同 岡野包 秀

世や命咲野よかゝる世やいのち

同 吉田 忠左衛門

我罪の人の菩提に増るとや何と嵐に紛ふ山風

同 茅野和 助

天地の外にあらじな千種だも元咲野邊よかゝると思

へ

同 武林只 七

仕合や死出の旅路の花ざかり

大高源 吾

ひめて呑む茶屋もあるべし死出の山

扱も細川家への検使の御目付荒木重左衛門御使番より久

永内記御使番より御目付七人御小人目付六人あり此日越中守殿

の御上屋敷の庭前へ立流に假家を設けさせ玉ひ地上より

の武士高股立を取相待ける者十六人の何も無紋の小袖より

淺黄色の麻上下まで第一番に罷出さるる故播州赤穂の長

臣所領千五百石役米四十石大石頼母長矩の養子大石内藏

助長雄享年四十五歳おはせ日本無双の忠臣古今に稀ある

英雄も今を限りと設の席に端座なす介錯人三寶に懐劔

殿へ言上に及びければ隠岐守との聞召ればは定て内心より

切腹も程近しと思ひ深く案事たる處より飲食進み兼たり

と見へたり未だ年齢も行ぬ主税ヶ心中實に痛しい哉と涙

と袖を絞らせ玉ひけるがさりとて三日以前より食事を絶

事甚だ不審とて一應尋ね玉へば主税や上る様去々年三月

十四日の夜より毎夜君よ見ゆる事を得たり然るに近日の

夜より更に見ゆる事おし之因て最早切腹近付しと存じ

いおゑ右の覺悟を以て食事を絶ちいと上るを聞給ひ扱君

又見えざるを以て粗切腹の近寄たるをい何とも心得難き

次第なり此事如何とありける時主税答へて中様大聖孔

夫子だも夢に周公を見ずと宣り是全く身軀の衰たるを嘆

玉ふなり然るに和備連も最早弓前の運み盡果て黄泉の客

となる事不日ならんうと推量いたし差扣へやい尤も食事

を絶つ事偏に職を乾し切腹の時御場所の汚穢なき様よ

斯斷食仕候は兼て父内藏助の教訓も汚座いとや上げれ

を隠岐守殿綱と落涙及べられ且其發明を感じ玉ひけ

を乗持出て大石の前に差置直ぐ後へ退く時内藏助三寶
を取之を頂く介錯人は合圖を首を落す大石の首の式法
を以て御目付方へ寶檢を備一覽濟の上桶に入死骸の幕と
浦團に包疊諸俱幕の裏へ釣込其跡再び疊を敷替浦團を新
よ取替る事始の如し恁て順序を逐ひ一人つゝ右の如おし
て逐々都合十六人命のこゝも消ぬれども其名の後の後ま
でも滅する期はなかりたる借切腹相濟ければ此赴きを越
中守殿へ言上及ぶ時義士首尾よく切腹相濟候と申上げ
るよ細川公の心に深く惜ませ玉ふ所を覺えず潜然と御落
涙に及ばせ玉ひ暫らく仰せもなかりしが彼役人は打向ひ
首尾の二字の扱けと仰せらましまし俯向きて在せしぞ有
難き事なりける茲も亦久松家への御檢使の御目付相田五
左衛門御使番より駒木根長三郎彦徒士目付五人御小人目
付七人なり扱同家よて大書院へ淺黄の幕を張り疊六疊
敷重ね毛撞の裕浦團を布十分に用意調ける然も主税の三
日以前より食事を絶居しと家來より今日まで隠置き唯今

ると次て主税を始め十人滯はりなく切腹相濟み作法の細川家も同又毛利家への傍使の傍目付鈴木源吾右衛門使番番藤治左衛門彦徒士目付五人御小人目付七人なり然も義士何れも二重腹なりといふ其譯の義に預りの節駕籠へ青綱を懸け刺へ錠を嚴重に下し如何も無情の取扱ひ成しを憤り人言ひ合せて恚法外の切腹及びけるとなり然れば鈴木源吾右衛門の大ひも驚き全く是の當家の失錯ゆゑ此趣き大目付仙石伯耆守へ届出んどの沙汰も附家老小早川某氏長谷川某氏主人一大事と兩人切腹及び疵口を白木綿にて巻き源吾右衛門より演る様今般義士を鹿末よいたしたるの皆我々の不調法なり依て分解の爲切腹仕いと云ふ哉否や其傍へ俯向お倒さける之も依て事かく治りしとぞまた水野家の別異なる事なし斯て四家より正六ツ時の出棺にて駕籠四十六挺引續き高挑打弓張等星の如く見物の街衢に満ち泣き叫ぶ事子の親を慕ふか如く親の子を思ふか如し既も泉岳寺へ葬送する時實金五

十枚細川家より白銀五十枚久松家より白銀三十枚毛利家并ひ水野家より香奠とし贈られしとまた泉岳寺の和尚を始め僧侶大凡三百余人會集して法事を營みける然れば參詣の群集引もらず感涙衣を沾し稱名の聲巷々滿々たる道場ありける次第なり同月七日間喜兵衛の未亡人泉岳寺へ詣り讀みける
夜と共曇らぬ月の恨しや
入山の端まかげを凝して
全しく重治郎の寡婦
こゝより外へのかじ亡魂の
露と消えし昔の下かけ
君の爲二心なき武士の
命を捨て名をやながさむ
良雄の墓も向ひ同人
苦の下露と消ても武士の
名こそ雲井も立登るかか

堀内傳右衛門義士の墓詣り

堀内傳右衛門義士の墓詣り
名こそ朽せぬ苦の下まで
義士死を賜ふの所を名所として稱譽の話
内藏助はじめ十七人死を賜ひける所の芝の屋敷の庭上よりありしが事濟みて後その場所を清めせと真藏院へ御沙汰移りけきとも夫及ばれざりしのみならず其儘よし置べし十七人の男どもも屋敷のよき守り神ぞと思ひ玉いせしとの事あり扱草の蔭までも何きも有難かりやべしと昔々感涙を流しけり外の三家にて其地を清められたるよしこの候へ親しき方の客も來られたる時義士切腹の地の名所のよし挨拶ありしと言へり真藏院の清めもなしと都下の人々噂して譽めたりとかや
○義士の遺物を泉岳寺にて拂物としたる話
大石無人堀内傳右衛門より申され候より今度一列の者供刀脇差その外諸道具泉岳寺にて拂物なり候よし色々才覺

を以て調へ申ものこれある内に内藏助着込の御家の侍士兼御所望の様お承はり候誰殿にてこれあり候やと尋ね申さるゝに傳右衛門答は屋敷も方々もこれあり侍士ども所々も居り殊の外大勢も候えは左様の儀もこれあるべし未だ承はり申さず泉岳寺にて拂物これありとい承玉り候えども偽りよて之あるべく衣類などの様なる物ももあるべくや子孫の所望もあるべければ大小武具の寺の什物として其儘打置申べく子孫の望みある節譲り渡し申さるゝ心底にて中々拂物などよといたすまじく存けゆる才覺も仕らずに所其後承玉りいへば拂物もなりいよし肝を潰し申し拙者なども望みゆる残念至極と挨拶あり
按ずるに此説にて思へば泉岳寺に義士の遺物なきに其筈の事なり然れば眞蹟武具のさらなり今現も赤穂なる大石代の住める家の跡に遺れるニッ巴の紋つきたる瓦片一枚さへ世人傳へて秘藏するに至れりあゝ誠忠の徳の高き世人の仰慕するとまた宜なり

天野屋利兵衛の事

大石内藏助を始め義士の輩ら本意を達せし事忽地流布して日本六十餘州に隠れなげきは是より先き義士の討入器具を調達せし嫌疑よつて入牢中ある天野屋利兵衛も翌年及び漸く聞知り喜ひ勇み今の匿すも詮なしとて遂に白状及ばんとて牢番の者に向ひ去年より彦谷の趣き白状仕つるべしとやける故牢番の斯く知らせけるより早速呼出さる御前まで御尋問有り利兵衛は横濱野家の家臣大石内藏助亡君の讎を討んと有て頼まざるが私しが右の品々を調達したるべこそ此度本望を達せしならん然し私し一旦頼まれし義理も立しゆる最前よりの趣き明白にや上げ奉つる此上如何様も仰付らば其毛頭御恨み申奉つる事なしと然も嬉し氣に言上しければ奉行あり扱々町人より珍しき者なり是迄の苦勞さこそ苦かりつらんも能も恨み堪しかな天時大石にも劣るまじき心底なりと賞し給ひ暫く利兵衛が顔を見詰め居らましが頓て又やさるゝ

機併し此度の儀の私しは徒黨いたし上へ對して不屈なるを以て四十六人切腹仰せ付られしなれば其方逆も是に同意したる科にて御谷め免れがたし然ども珍しき汝が心底よ免じ宜く執計ひ得させんとて夫方御城代土岐伊豫守殿へ申上けるは御城代も利兵衛が心中を甚御賞美あつて流罪死罪を免され大坂三郷退放仰せ付られ跡役の一子利右衛門へ仰付られける夫より利兵衛は京都に熟居して禪門に入り松永土齋と改名し北野瑞光院の地中小家を修造へ一僕を召使ひ居たりける此事早くも整州公は聞之神妙の者なりとて則ち飯料として五十人快持下されける利兵衛有難く拜授し此給與の殘額を以て門前架たる丸木橋の破損し人々の渡り難く難澁するを見兼ねて石橋を架かへ其他貧民へ米金を恵む等始終慈善を専らとして暮せしとぞ

○義士の子息遠島のこと

二月四日江戸町奉行久保田越前守どのの宅へ彦谷地へ居

合せし男子の分を召出され稻葉丹後守殿秋元但馬守殿彦列座よて越前守殿書付を以て仰渡されける

中渡覺

父共儀主人の警を報と申立て四十六人徒黨いたし吉良上野介宅へ押込み飛道具杯持參上野介を討し始末公儀を恐れざるの段不屈も付き切腹申付し依之て悴ども遠島申付し者也

二月四日

遠島のこと

大石吉千代同じく大三郎の未だ十五歳に至らず殊も吉千代は出家いたせしゆゑ遠島免なる此他十五歳未満の分は預にて成長の後彦所置あるべき仰渡されなり

- 原惣右衛門嫡子 忠左衛門二男
- 原 十二郎 五歳 吉田傳内 廿五歳
- 源吾右衛門二男 源吾右衛門惣領
- 片岡六之助 九歳 片岡新六 十二歳

参考義士銘々傳卷之五

助右衛門惣領 久太夫二男

富森長太郎 二歳 間瀬 定八 廿歳

勘助惣領 五郎右衛門惣領

中村忠三郎 十五歳 矢田作十郎 九歳

數右衛門惣領 勘助二男

不破代五郎 六歳 中村勘次 五歳

定右衛門惣領 喜兵衛二男

奥田惣十郎 二歳 村松政右衛門 廿三歳

岡右衛門惣領

木村惣十郎 九歳 羅岸寺々中長昌院の願にて未

八十右衛門惣領 岡島 藤松 十歳

増上寺々家源興院の願にて未

全 二男 六月出家なる右故遠嶋彦免

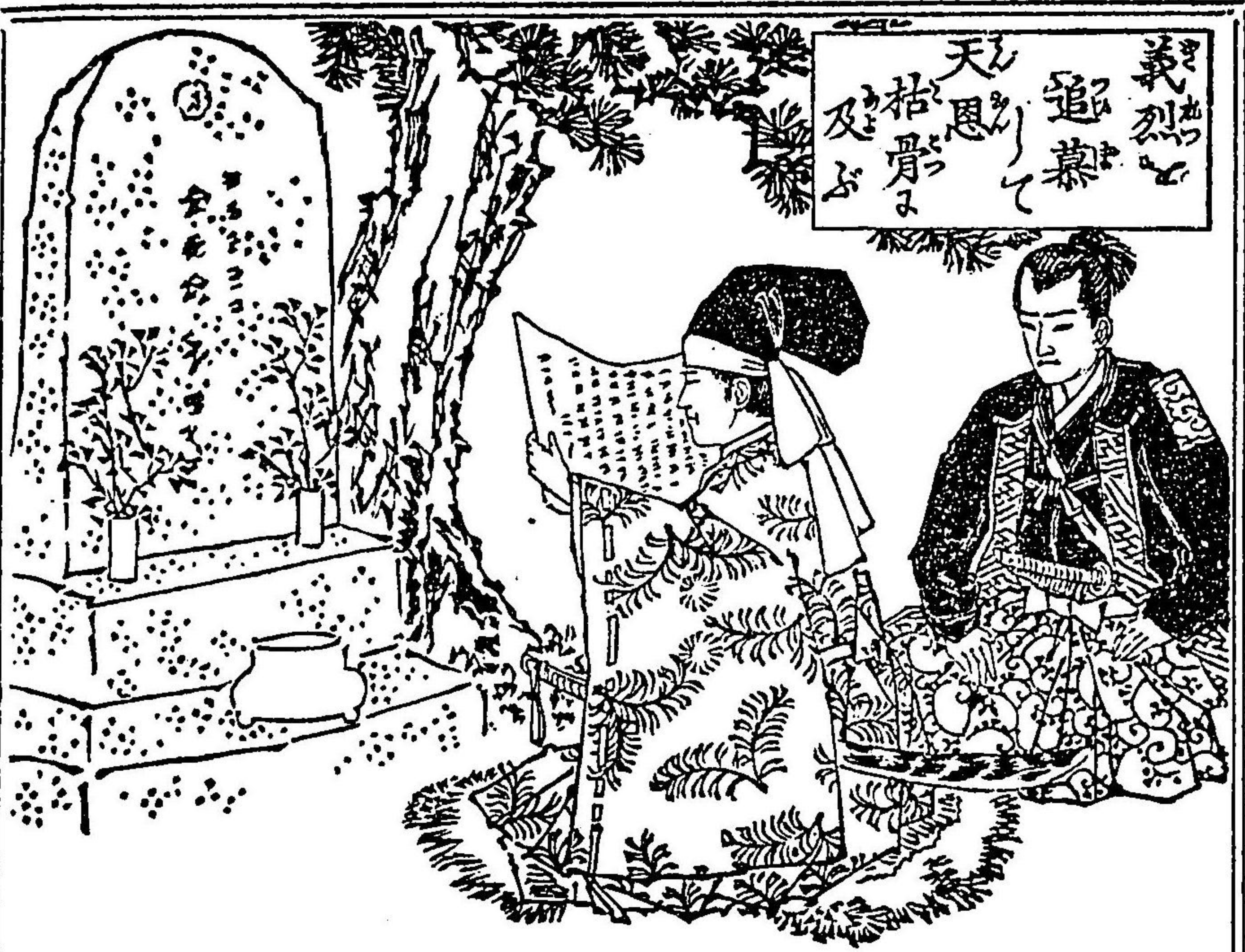
赤穂花岳寺願にて出家なる

和助惣領 前同断

木村岡右衛門次男大岡氏養子

茅野猪之助 四歳 大岡次郎四郎 八歳

以上十九人 右之内村松政右衛門は小笠原長門守殿に相勤め罷在り也



義烈
追慕
天恩
枯骨
及ぶ

志越前守殿邸宅より直上り屋へ遣されたりまた在國の
者ハ京都町奉行所并び其地方より渡さきたりとぞ

○義士身後の榮譽

堅きを破り鋭を提げ鉄城湯池の中ニ斃れて更に遺憾とせ
ざる者ハ古來其人僅少からねど皆これ爲す所ありて
子孫の榮達を企圖するカ然らざるも猶且死後一門の榮譽
を謀らざる者殆ど稀なり然るも義士四十餘人の大いひ之
と異りて首尾よく前途を達するとも素これ天下の大法を
犯し破る事なきハ各自の所刑に遇ふハ勿論同胞子孫の上
までも如何なる刑戮のかゝるべきや豫じめ計り難く况て
身後の毀譽榮辱等ハ決して夢だも知り難し然るも只
義を金鉄の重きに比し生命を鴻毛より輕んじて恩に酬ひ
徳に報する忠勇節烈の心より偏に亡君の遺志を繼ぎ復讐
を果さん事を切と思ひ極めたるのみ毫も私心を介さみ他
を顧みる者ハあらず就中長雄の如きハ實ハ稀世の傑士
にして之を和漢ニ較照るも我朝にてハ楠公と猶肩を並ぶ

を嘉賞せられしと實ハ元祿十五年より百六十七年として
いよ／＼美名を賞揚せられ此聖恩を忝けあふせし一事以
ても稀有の義士なるを證するも足る噫偉なる哉其徳

附言

本書ハ印刷繁忙の際さきハ誤植の校正行届かざる所あ
らんも計り難くうハ看客諸君偏ハ看恕し賜らん事を
希ふ

べきか時お治乱の相違あり事ハ榮辱の區別あり大石ハ只
義ヲ爲め其身を抛つ楠氏ハ万一運に乗じて逆賊を掃蕩
さハ領國數々所を賜り或ハ執權とも成べき自然の幸福を
得る事あらんや長雄ハ否らず茲を以て惟ハ彼と是と忠
勇義烈ハ於る敢て逕庭なしと言はんも亦証言ハあらざる
なり又漢土の諸葛武侯と較比んも猶楠氏ハ於るが如くなる
べきか其他ハ敢て論ずるも足らず或ハ晋の豫讓ハ伯仲す
と言るあれど是等ハ畢竟豫讓の人品を知ざるより大ハ長
雄を傷る者なるべし試ハ惟ハ天地開闢より幾億萬の人ハ
りと雖も縦令惡人ハもせよ天下一人と言ふ程の積惡を爲
す者ハ有可らず況や善行ハ於ておや當時愚昧の輩ハ大石
の胸を聞て珍らしき忠臣潔よき舉動とばかりよて實ハ天
下稀有の傑士たるを辨せず然るも猶日月と共ハ其靈名の
朽る時あらんや故ハ身死シ百世の後ハ至りて幸ハ聖朝ハ
遇ハ維時明治元年十一月五日畏くも詔りして權辨事藤原
の献君を泉岳寺に至らしめ長雄が墓に金幣を玉ハ其忠義

明治十六年七月六日御届
明治十七年二月一日出版

(定價金二十五錢)

編輯人

東京府平民

三品長三郎

東京日本橋區通三丁目九番地

出版人

東京府平民

秋山清吉

同 同區室町三丁目九番地

發賣元

滑稽堂

同 同區同町四番地

滑稽堂出版書目

孫田仙果校正
伊東專三編輯

博識全書

初編
近刻

一名萬事早學

此書の天地の間は有とわらゆる萬物の起原萬物の名稱の何の頃より始り何の何の因りて何を名附したると言ふ事い更なり俗説の辨証の解名區勝地の故事神社佛閣の縁起等を餘さず漏さず俗談の平話を記し且平假名をさへ附したれば婦女童裝と雖ども容易く讀得て忽地無双の識者となる古今未曾有の大珍書あり

河竹其水披閱
伊東橋塘編輯

大蘇芳年題畫
歌川國松畫圖

正札附辨天小僧

上下二冊發入
二月一日賣出

伊東橋塘編輯
大蘇芳年題畫

歌川國松畫圖

鳴渡雷於新

全一冊再
版近刻

伊東橋塘編輯
大蘇芳年題畫

五明樓玉輔口演
稻野年恒畫圖

奇談寫真廻仇討

全二冊近刻

伊東橋塘披閱
雜質柳香編輯

歌川國松畫圖

明治小僧尊高松

全一冊
再版近刻

伊東橋塘編輯
柳亭燕枝口演

大蘇芳年畫圖

島千鳥沖白浪

前後四冊近刻

伊東橋塘披閱
三浦義方編輯

大蘇芳年題畫
歌川國松畫圖

名吉原娼妓仇討

全一冊
定價廿五錢

伊東橋塘編輯

大蘇芳年畫圖

花春時相政

全二冊
定價四十錢

三品蘭溪編輯

歌川國松畫圖

淀屋辰五郎の傳

全二冊
定價廿六錢

伊東橋塘披閱
大蘇芳年題畫

山田春塘編輯
歌川國松畫圖

日本橋浮名歌妓

全一冊
定價二拾錢

故曲亭馬琴翁著

歌川國松畫圖

皿皿郷談

全三冊
定價五拾錢

伊東橋塘編輯

一松齋芳宗畫圖

小狐禮三情掛良

全一冊
定價貳拾錢

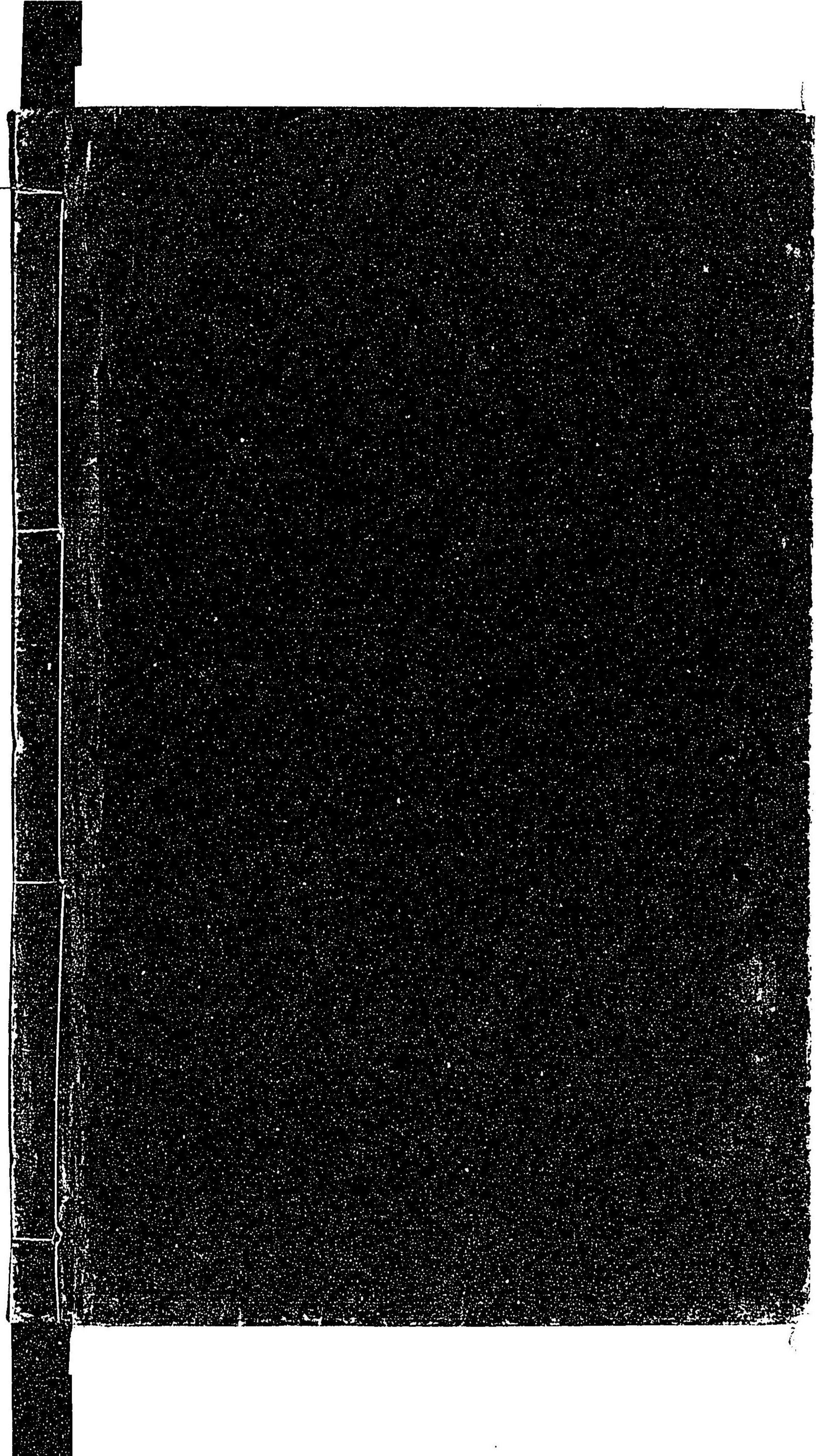
故曲亭馬琴翁著

大蘇芳年畫圖

賴豪阿闍梨恠鼠傳

全二冊

半紙本厚表紙付定價五拾五錢



特40

30

東 京 圖 書 館

四	一 四	別 四	函	小説 類	和書門
---	--------	--------	---	---------	-----

004466-000-9

特40-30

参考義士銘々伝

三品 蘭溪/編

M16-17

ACE-0994

